

【様式1】 2026年・前期 商業施設士資格試験 受験申込書

<p>私は、2026年・前期 商業施設士資格試験の受験を申込みます。 私は、この申請書に記入した事項及び添付した書類の内容が真実でかつ正確であることを誓います。 また、この申請書及び添付書類の内容が、真実と相違がある場合には合格を取り消されても異存ありません。 公益社団法人 商業施設技術団体連合会 会長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申込者氏名(自署・捺印) _____</p>		<p>希望する受験区分・試験地にそれぞれ1つだけ○をつけて下さい。</p>	
<p>受験区分</p> <p>1. 学科試験のみ 2. 学科試験+構想表現(実技)試験 3. 構想表現(実技)試験のみ</p>		<p>試験地</p> <p>1. 札幌 2. 仙台 3. 東京 4. 名古屋 5. 大阪 6. 広島 7. 福岡</p>	

フリガナ	旧姓	生年月日	年齢	性別
氏名 (姓) (名)		年 月 日	満 才	1. 男 ・ 2. 女
本籍地	都道府県	現住所	〒 [電話() -]	
勤務先		勤務先所在地	〒 [電話() -]	
勤務先分類 該当する分類に1つだけ○をつけて下さい。	1. 設計・デザイン事務所 2. 設計施工会社 3. 展示器具メーカー 4. 建材・木工・家具センター 5. 設備機器メーカー 6. 百貨店・スーパー・専門店 7. 広告代理店 8. 公共機関 9. その他	職務分類 該当する分類に1つだけ○をつけて下さい。	1. 総合管理(経営者・管理職) 2. 企画・デザイン 3. 営業 4. 工事監理 5. 施工管理 6. その他	

「学科試験のみ」または「学科試験+構想表現(実技)試験」の受験区分を希望する方で科目の免除を申請する方は記入して下さい。

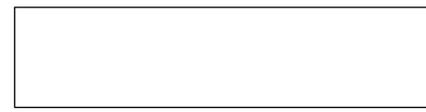
〈資格〉による「施設と設計」または「生活と商業」科目の免除申請欄	免除科目名 (免除を申請する科目名の番号に○をつけて下さい)	資格名	登録番号	取得年月
	1. 施設と設計		() 第 号	年 月
	2. 生活と商業		() 第 号	年 月

「学科試験+構想表現(実技)試験」または「構想表現(実技)試験のみ」の受験区分を希望する方は記入して下さい。

最終学歴	最終学歴	学校名	学部・学科・科名(専攻・コース・系)	修業年限	卒業年月
					年制
最終学歴	取得した免許・検定等 建築または商業に関連した資格を修得している場合は記入して下さい。	取得した免許・検定等			取得年月
					年 月
					年 月
					年 月

「学科試験のみ」または「構想表現(実技)試験のみ」の受験区分を希望する方で、一部の試験を免除申請する方は記入して下さい。

平成10年度以降の試験の一次試験合格及び平成17～2025年度試験の一部合格による免除申請	免除試験名(免除を申請する試験名の番号に○をつけて下さい)		商業施設士補登録番号を記入して下さい。 [] - [] [] [] [] [] []
	1. 学科試験	受験番号を記入して下さい。 [] - [] [] [] [] [] []	
	2. 構想表現試験		商業施設士補登録番号を記入して下さい。 [] - [] [] [] [] [] []



記入上の注意

- 記入は黒のボールペンを用いること。
□ 太枠内のみ記入すること。
- 氏名、生年月日、学歴等記入事項は、事実を正確に記入すること。
- 学科試験を受験希望する方のうち、選択問題「施設と設計」科目の免除は、建築士またはインテリアプランナーの資格を有しており、かつ「施設と設計」科目の免除申請をした方に対してのみ認められます。
平成17年度以前の試験において、「建築計画(建築一般)」科目を免除された方、または平成18～2025年度試験において「施設計画」(または「施設と設計」)科目を免除された方も、再度、免除申請をして下さい。
- 学科試験を受験希望する方のうち、選択問題「生活と商業」科目の免除は、中小企業診断士または一級販売士、インテリアコーディネーターの資格を有しており、かつ「生活と商業」科目の免除申請をした方に対してのみ認められます。
平成17年度以前の試験において、「社会と商業(商業一般)」科目を免除された方、または平成18～2025年度以降試験において「商業一般」(または「生活と商業」)科目を免除された方も、再度、免除申請をして下さい。
- 構想表現試験を受験希望する方は、裏面の「実務経歴証明書」の記入も忘れないこと。ただし、関連資格から受験する場合または平成10年度以降の合格通知書及び受験票を貼付した場合は、記入する必要がない場合があります。詳細は「総合案内書」(p.9、11)を参照下さい。
- 平成10年度以降の試験の一次試験を合格した方、また平成17年度の試験の学科試験もしくは設計製図試験を合格した方、または平成18～2025年度以降の試験の学科試験もしくは構想表現(実技)試験を合格した方で、本年度の学科試験または構想表現試験を免除申請する場合の手続きについては、「総合案内書」(p.3、11)を参照下さい。

個人情報の取り扱いについて
受験者の皆様の個人情報は、受験票発送、合否通知等のお知らせの際に利用させていただく目的以外で個人情報を利用したり、第三者に提供もしくは預託することはありません。

【様式 2】

整 理 番 号

脱帽・正面上半身・2026 年 3 月
以降に写したものを

写 真 欄

縦 5.5cm
横 4.0cm

のりを全面に
つけること

顔の大きさは点線部分程度のものとすること

氏名

年 月 撮影

写真の裏面には、試験地、氏名
を記入のこと。

受験手数料の郵便振替払込請求書兼
受領書または利用明細書(領収書)

貼付欄

この点線内に「郵便振替払込請求書兼受領
書」等を全面のりづけすること。
(試験総合案内書 9 ページを参照)

(の り し ろ)

「平成 10 年度以降の試験の一次合格証」

「一次試験免除登録証」

「商業施設士補登録証」

「平成 10 年度～2025 年度試験の受験票」

(ただし、貼付する必要がある受験票のみ)

「平成 17 年度の学科試験または設計製図試験の合格通知書」

「平成 18～2025 年度の学科試験または構想表現(実技)試験の合格通知
書」

(受験申込書右端「記入上の注意」の 5.6 を参照)

貼 付 欄 (複写可)

注 意 事 項

- 「平成 10 年度以降の試験の一次試験合格通知書」または「平成
10～2025 年度の試験の受験票」を貼付(複写可)した方は、卒業
証明書等の受験資格を証明する書類および実務経験証明書を提
出する必要はありません。
- 「平成 10 年度以降の試験の一次合格証」、「一次試験免除登録
証」、「商業施設士補登録証」、「平成 10 年度～2025 年度の試験
の受験票」、「平成 17～2025 年度の試験一部合格通知書」を紛失
等の理由で貼付できない場合は、下欄に受験番号・登録番号・
推薦学校等々を記入して下さい。

整理票 (2026 前)

整 理 番 号

フリ
ガナ

氏名

※以下は記入しないでください。

出席表 (出席○、 欠席×)	学科試験	共通問題	
		選択問題	
	構想表現(実技) 試験		

脱帽・正面上半身・2026 年 3 月
以降に写したものを

写 真 欄

縦 5.5cm
横 4.0cm

のりを全面に
つけること

顔の大きさは点線部分程度のものとすること

年 月 撮影

写真の裏面には、試験地、氏名
を記入のこと。

【様式3】2026年・前期 商業施設士資格試験 実務経験証明書 「学科試験+構想表現(実技)試験」及び「構想表現(実技)試験のみ」を受験される方は記入して下さい。

(氏名)
 受験申込者 _____ の実務経験の内容は、
 下記のとおりであることを証明します。

証明者の氏名(自署・捺印) _____ (印)
 申込者との関係 _____
 勤務先 _____
 役職名 _____ TEL _____ () _____
 所在地 _____

年 月 日

受験資格区分 該当する区分の番号に1つだけ○をつけ、必要事項を記入して下さい。	1	学歴+実務により受験			2	実務のみより受験
		(学校・学部・学科・科名「専攻・コース・系」)	(修業年限) 年制	(卒業年月) 年 月		

勤務先 (部・課名まで)	勤務先所在地	在職期間		地位 職名	勤務先(部・課)の業務内容と其中で従事した 実務の内容をわかりやすく記入すること	⑤ 従事した実務のうち、商業施設に関する 実務経験の占める割合を()%に記入	実務経験年数 ①×②	
		年・月～年・月	期間① 年 月				年	月
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
	TEL ()					()%		
実務経験年数の合計								

「記入上」の注意

- 記入は黒のボールペンを用いること。(申請者は 太枠内のみ記入すること)
- 実務経験は、「学歴+実務」により受験する場合は、卒業後の実務から年代順に記入すること。
- 同一の勤務先であっても、部・課名、役職名、業務内容に変更があった場合には、欄を改めること。
- 「在職期間」は、2026年9月30日まで算入することができる。
- 在職中でも長期療養等の理由で実務についていない期間は、除いて記入すること。

「証明」に関する注意

- 証明者は原則として現在の職場の上司とし、申込者自らが会社などの代表者の場合は、業界団体、取引相手または同業者とする。
- ただし、やむを得ない場合は、経歴を証明することができる立場・関係にある、商業施設に関連する業界の者とする。